

別表1(第3条関係)

助成対象事業		説明
(1) 芸術文化活動振興事業	ア 市民団体が創作した発表活動	創作した作品を発表するものであること。 演劇、音楽、芸能、文芸、美術、工芸、手芸、陶芸、映像など
	イ 市民団体が企画した鑑賞活動	主催する文化団体の会員のみが鑑賞するのではなく、広く一般市民にもその鑑賞の機会を提供するものであること。 演劇、音楽、芸能、文芸、美術、工芸、手芸、陶芸、映像など
	ウ 文化の振興に関する講演会	・生活文化にかかわる講演会 ・郷土の歴史に関する講演会 ・衣食住に関する講演会
	エ 文化の振興に関する研修会	・地域の生活文化史に関する学術的な研究会 ・職業技能に関する研究会
(2) 文化財保存保護事業	ア 文化財保存保護のための記録の作成	・記録作成のための写真・動画等の作成 ・記録作成のための外部機関への調査依頼
	イ 文化財保存保護のための指導者及び後継者の育成	・指導者育成のための講習会 ・後継者育成のための講演会・講習会
	ウ 文化財保存保護のための修理及び維持等の処置	・文化財保存のための修理・保存処理 ・文化財保存のための管理維持
(3) 大会出場者派遣事業	一般 市内に住所を有する団体及び個人で、予選を経て全国大会に出場する者	・予選を経ての全国大会出場、招待・選抜に助成
	イ 小・中・高校生 市内に住所を有する団体及び個人	・予選を経ての全道大会出場、招待・選抜に助成

(4)前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める事業